4　損益相殺

弁護士　森貞 涼介

Q4－1　労災保険と損益相殺

通勤中に交通事故に遭ったのですが、加害者から損害賠償金が支払われる前に、労災保険から給付を受けました。労災保険から受け取った金額は、加害者から支払われる賠償金から差し引かれるのでしょうか。

A4－1

労災保険法に基づく給付は、損害賠償の費目と対応関係があるものについては、加害者（の加入する保険会社）から支払われる賠償金から差し引かれます。

解説

不法行為によって被害者が損害を受けるとともに利益をも受ける場合において、損害からこの利益を差し引くことを「損益相殺」と言う。民法に明文の規定はないが、民法709条の「損害」とは、損益相殺後の実損害を意味しており、その根拠は、不法行為法における原状回復の理念の反面としての利得の防止の思想に基づくものと説明される。

労災保険などの社会保険給付を損害額から控除できる場合について、最判昭和62年7月10日民集41巻5号1202頁は、保険給付の費目と損害賠償の費目とが「同一の事由」の関係にある場合であるとし、「同一の事由」とは、「保険給付の趣旨目的と民事上の損害賠償のそれとが一致すること、すなわち、保険給付の対象となる損害と民事上の損害賠償の対象となる損害とが同性質であり、保険給付と損害賠償とが相互補完性を有する関係にある場合をいうものと解すべき」と判示している。

労災保険給付の費目と損害賠償の費目とは、次のような対応関係がある（前者が労災保険給付で、後者が損害賠償の費目である）。すなわち、療養給付―治療費、休業給付・傷病年金―休業損害、障害給付―後遺障害逸失利益、介護給付―将来介護費、遺族給付―死亡逸失利益、葬祭給付―葬儀費用、という対応関係である。

但し、療養給付については、治療費以外にも、入院雑費や通院交通費への充当（損益相殺）を認める裁判例が多い。また、休業給付、傷病年金及び障害給付は、「消極損害（逸失利益）」という一括りで、休業損害及び後遺障害逸失利益の総額に充当される。

なお、慰謝料に対応する労災保険給付は存在しない。

労災保険給付の費目は、概ね損害賠償の費目と対応しており、従って、労災保険給付の大部分は損益相殺の対象となると言える。但し、労災福祉事業（労災保険法29条1項）から支給される種々の「特別支給金」は、控除の対象ではない（最判平成8年2月23日民集50巻2号249頁）。

Q4－2　年金給付と損益相殺

交通事故に遭ってしまい、後遺障害が残ることが分かりました。障害基礎年金として、2級の等級に基づき2ヶ月に1回、約13万円の受給を受けています。これは、加害者から支払われる賠償金から差し引かれるのでしょうか。

A4－2

加害者（の加入する保険会社）から賠償金が支払われるまでに現実に受給した金額及び受給が確定している未給付の金額は差し引かれます。

解説

国民年金から給付される障害基礎年金（本解説では障害基礎年金について論じるが、厚生年金からの障害厚生年金も同様のことが当てはまる。）は、損害賠償の費目でいう後遺障害逸失利益と対応関係にある。なお、被害者が死亡した場合の遺族基礎年金（遺族厚生年金）は、死亡逸失利益と対応関係にある。従って、これらは上記最判昭和62年7月10日民集41巻5号1202頁の基準に従って、損益相殺の対象となる。

給付が年金方式で支給される場合には、控除の時的範囲が問題となる。この問題について、遺族年金に関する最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁は、「被害者又はその相続人が取得した債権につき、損益相殺的な調整を図ることが許されるのは、当該債権が現実に履行された場合又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるということができる場合に限られるものというべきである」と判示する。上記最判が、「履行が確実である」という範囲に限定を加えた理由は、債権には履行の不確実性が不可避的に伴い、債権を取得しただけで損害が現実に補てんされたということはできないからである。

実務上、履行が確実と言える範囲については、口頭弁論終結時に発生が確定しており、口頭弁論終結後に支給される分、つまり、現在の年金支給の仕組上は、

2ヶ月分が限度であろう。

Q4－3　人身傷害保険と保険会社の代位

交通事故に遭い、自分の加入している人身傷害保険から700万円の支払を受けました。聞いた話だと、裁判になった場合の基準で私の損害を計算すると、1000万円程度になるそうです。ただ、私にも過失が3割あるとも言われています。この場合、私が残りの300万円を裁判で請求することはできるのでしょうか。

A4－3

あなたが裁判で300万円を請求することは可能です。

解説

この問題を説明するためには、以下の3点を理解する必要がある。①人身傷害保険に基づく保険給付は、保険約款で規定された基準によって算出される金額であるため、裁判基準の損害額よりも低額となる場合がある。②人身傷害保険金は、保険約款上、被保険者の過失割合を相殺することなく支払われる。③人身傷害保険金を支払った保険会社は、保険法25条1項に基づき、加害者に対し、被保険者が有する損害賠償請求権を代位取得する。

人身傷害保険金の支払が、加害者からの賠償金の支払に先行した場合、保険会社の代位の範囲をどのように解するかによって、被害者が訴訟において請求できる金額が異なるところ、その解釈は複数あり得る。但し、後述する最高裁判例によって、実務上は決着している。以下、代表的な考え方と設例の帰結を述べる。なお、過失割合は、被害者：加害者が3：7と認定されることを前提とする。

絶対説：保険会社は給付額について優先的に代位する。設例では、保険会社が700万円を代位請求し、被害者は300万円を請求しても、過失割合が3割なので、被害者が請求できる部分はない。

比例説：保険会社は、加害者の過失割合に対応する範囲で代位する。設例では、保険会社は、700万円の7割である490万円に代位し、210万円は代位できない。被害者は、210万円を請求することができる。

訴訟(裁判)基準差額説：人身傷害保険からの給付額はまず過失相殺される部分に充当され、その金額を超えた額についてのみ代位できる。設例では、人身傷害保険金のうち300万円は、被害者が加害者に請求できない過失相殺部分に充当され、保険会社は400万円を代位する。被害者は、300万円を請求することができ、最終的には過失割合に関係なく損害の全額を回収したことになる。

最判平成24年2月20日民集66巻2号742頁は、「保険会社は、保険金請求者に裁判基準損害額に相当する額が確保されるように、上記保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る場合に限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得すると解するのが相当である。」とした。この理由については、人身傷害保険金は、「被害者が被る実損をその過失の有無、割合にかかわらず塡補する趣旨・目的の下で支払われるもの」であると説明している。

上記設例において、絶対説や比例説によると、被害者は自己の過失によって、損害の全額の賠償を受けられない結果となるところ、上記最判の採用した解釈は、被保険者が人身傷害保険に加入した目的を考慮するものであり妥当と考える。

特集1 交通事故2　参考文献等

北河隆之ほか『逐条解説自動車損害賠償保障法』(株式会社弘文堂、第2版、平成29年)
飯村敏明編『現代裁判法大系⑥交通事故』(新日本法規出版株式会社、平成10年)
公益財団法人交通事故紛争処理センター編『交通事故損害賠償の新潮流』(株式会社ぎょうせい、初版、平成16年)
塩崎勤ほか編『専門訴訟講座①交通事故訴訟』(株式会社民事法研究会、平成20年)
東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会『民事交通事故訴訟の実務―保険実務と損害額の算定―』(株式会社ぎょうせい、第9版、平成27年)
公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準上巻(基準編)』(第46版、平成29年)
公益財団法人日弁連交通事故相談センター研究研修委員会『交通事故損害額算定基準―実務運用と解説―』(25訂版、平成28年)
中畑啓輔「マイカー通勤中の交通事故に関する使用者の責任」判例タイムズ1436号(2017年)39頁以下
影浦直人「評価損をめぐる問題点」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準2002年版』(第31版、平成14年)295頁以下